

都道府県協会 御中



ＬＰ協会業務第２１～１０４号

平成２１年８月２０日

(社) エルピーガス協会

新型インフルエンザの流行に備えて
(お願い)

国内においても新型インフルエンザ感染者が死亡したとのニュースが聞かれます。
先般、厚生労働大臣の記者会見で「新型インフルエンザの本格的な流行が始まった
と考えていい」、「国民一人ひとりが防止対策の自覚を持って実践することが重要」と
呼びかけたように、現在の感染者は相当数であると予測されます。

また、今冬に世界的に大流行すると予測する学者もあり、大変危惧されるところで
あり、今後の新型インフルエンザ関連ニュース等の動向に常に注視していただきたく
お願いいたします。

ＬＰガス業界は、新型インフルエンザが蔓延した場合でも、エネルギー供給事業者
としてライフラインを維持することが求められております。
当エルピーガス協会としては、感染者が発生しても供給に支障が起こらないよう次の
対策が考えられますが、事業所単位で具体的な方法について事前に準備しておくこと
が重要です。

- １．供給センター事業者（配送員・充てん員が感染し業務が出来なくなった場合）
 - ①他部門から人員の補充をする。
 - ②配送センター等に出資している会社へ人員派遣を依頼する。
 - ③同系列の他センターへ人員派遣を依頼する。
 - ④それでも手配が出来ない場合は、他系列のセンターへ配送等を委託する。
- ２．自家(社)配送事業者(配送社員が感染して業務が出来なくなった場合)
 - ①他部門から人員を補充する。
 - ②卸事業者に委託する。
 - ③配送センターに委託する。
- ３．同一地域の供給センター間で相互補完の内容を話し合いの場を持つ。
数量、配送料金等の精算方法など。

追記) コスモ石油ガス作成の「ＬＰガス販売事業者のための危機管理Ⅱ」をご参考
までに添付いたします。

以 上
(担当：坂東、木村、堀江)
(発信手段：Ｅメール)

ライフラインとしてのLPガス事業とBCP
 災害の発生への危機管理
 新型インフルエンザへの危機管理
 新型インフルエンザ対策でのBCP行動計画例
 危機管理に関する日常の取り組み

LPガス販売事業者のための

危機管理 II Q&A

[POINT]

危機管理は、事業継続の仕組みづくり

相談事例集では、No.3で「危機管理」を取り上げ、危機管理とは何かを説明したうえで、保安、営業、労務管理面でのあり方を紹介しました。また、地震対策についてはNo.8で紹介しました。この続編では、パンデミック（感染症による世界的流行）が懸念されている中、LPガス販売店における危機管理を「ライフライン」の視点から再チェックし、新型インフルエンザ対策を中心に、自主保安、災害、BCP（事業継続計画）までを紹介してみました。

LPガス販売は、お客様の暮らしに欠かせないエネルギー（LPガス）を供給する事業です。電気、都市ガスと違って「公益事業」と呼ばれこそしませんが、その社会的役割は同等に重要であると言えます。

また、LPガスはネットワーク型である電気や都市ガスと違って、個々の需要に対応した独立分散型であり、災害に強いことが実証されています。これを受け、天災などが生じてライン供給が分断された場合に備えて、防災拠点・医療施設・避難施設などへの拠点供給を確保するようにも要請されています。

LPガス販売業の危機管理は、一企業としての危機管理に加え、災害時等の対策・体制づくりを通して事業継続の仕組みを構築する取り組みでもあります。本冊子を参考に、危機にへこたれない経営と、お客様から信頼される会社づくりを増進するようお勧めします。

◎本冊子は、LPガス販売店からコスモ石油ガスに寄せられた疑問や質問をもとにして設問を整理し、行政機関やLPガス業界の各種危機管理関連マニュアルなどにより作成しました。事例によっては対応が異なる場合もありますので、詳しくは所管行政庁のアドバイスを受けてください。



■ ライフラインとしてのLPガス事業とBCP

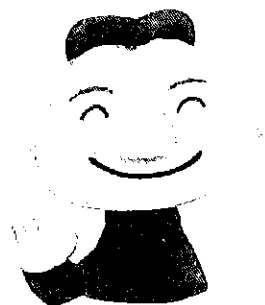
Q LPガス販売事業者の危機管理について、具体的にはどのような役割が、どのように要請されていますか。

A 大きくは、次のような5つの役割が要請されています。このうち、「自主保安」だけは普段から取り組む危機管理ですが、それを前提として災害時などの速やかな対策措置が求められています。

- 「液石法」（液化石油ガス法）と「高圧法」（高圧ガス保安法）で、お客様である消費先の事故を防止する「自主保安体制」の確立が要請されています。
- 「災害対策基本法」で、地震・風水害などの自然災害が発生したときの、事故防止と復旧活動が要請されています。
- 人為的災害（テロ）の発生と拡大の防止策が、「国民保護法」で要請されています。
- 上記の災害の発生にともなう応急措置も要請されています。県や市町村と業界団体・組織の間で協定が交わされ、緊急物資のひとつとしてLPガスを供給することなどが約束されています。
- 最近ではこれらに加え、新型インフルエンザの世界的大流行、すなわち「パンデミック」への対策として、私たちの暮らしが維持・継続できるよう、非常事態下にあってもLPガスを安定的に供給することが経済産業省より要請されています。

人々の暮らしは、時代とともに便利・安心・快適になってきていますが、それを支える裾野は社会・経済のグローバル化で一段と広がり、それゆえに脆弱性を合わせ持っています。また、LPガス事業は労働集約型であり、規模は中小者が圧倒的。最近ではエネルギー間、同業者間双方の競争激化や原料費の高騰・乱高下、さらに機器の省エネ・高効率化、社会構造の少子高齢化により、経営環境は厳しさが増えています。しかし、お客様側から見れば、こうした中であっても危機管理に努めるのが、エネルギー供給事業者としての「社会的責務」であるといえます。

LPガス事業者の危機管理は、お客様への安定供給という社会的責務を担っています。



Q BCPやBCMとは何をさす言葉ですか。

A BCP(Business Continuity Plan)とは、企業存続の生命線、すなわち「事業継続」を死守するための行動計画である「事業継続計画」ことです。BCM(Business Continuity Management)は、そのBCPの策定から運用、見直しまでのマネジメントシステム全体、すなわち「事業継続マネジメント」をさします。

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇したとき、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするためにつくります。このため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておきます。

■BCPの必要性

緊急事態は突然発生します。有効な手を打たなければ、経営基盤の脆弱な中小企業は、廃業に追い込まれるおそれがあります。また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない事態も考えられます。つまり、中小企業であるからこそ、緊急時に生き抜くために事前の備えが重要になるといえます。

倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが最大のポイントとなります。そうすることによって、企業は顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価を受けることとなり、株主にとって企業価値の維持・向上につながります。

Q LPガス販売店もBCPやBCMをつくるべきでしょうか。

A BCPやBCMをつくることは、経営者の対策イメージを「見える化」することとなります。

緊急事態に遭っても、多くの経営者は何とかして事業を復旧し、会社を存続させたいと考えています。だから、経営者の頭の中には、緊急時に会社がどういう状況になり、どう行動すべきか、もともと何らかのイメージがあります。

BCP/BCMは、中小事業者の経営者自身が、こうしたイメージを筋道立てて検討し、事前に対策を整理しておくことで、企業が緊急時に生き抜くための手助けをするものであるといえます。

災害の発生への危機管理

Q 大災害やテロなどへは、LPガス業界や事業者はどうかかわることになりますか。

A 危機管理上の大きな災害には、地震・台風・豪雨などの「自然災害」と、武力攻撃やテロなどによる「人為的災害」があります。ライフラインのひとつであるガスは、こうした災害に普段から備えておくとともに、発生時には迅速に行動し、安全確保に加え、復旧・復興に貢献することが期待されています。

LPガス販売業界が直接かわる法律としては、自然災害時の「災害対策基本法」、人為的災害時の「国民保護法」があります。そして、上記の理由から、地方LPガス協会の多くが電力、都市ガス、通信会社などとともに「指定地方公共機関」として位置づけられています。各地方LPガス協会ではこれを受けて「業務計画」を策定し、災害時に備えています。

■自然災害におけるLPガス業界の行動基準

自然災害についてはさらに、日本LPガス団体協議会がまとめた「災害対応マニュアル」（2005年11月）に沿って行動することが求められています。マニュアルでは、災害対策基本法が発動（政府が災害緊急事態を布告）された大規模災害のほか、①地方自治体が災害対策本部を設置した災害、②「災害救助法」が適用された災害、③震度6弱以上の地震災害が発生した場合も、「その被害状況により、日団協・企画委員長の判断で定義枠を広げるなどの運用ができる」としています。出動は一般に県から協会に要請され、協会では支部（支会）を通じて事業者に要請します。

Q 大規模な自然災害が発生したときの対応は。

A 国は大災害が発生した場合、激甚災害法などに基づいて「激甚災害」（本激）、また地域を市町村単位で決める「局地激甚災害」（局激）の指定を行い、支援・特別措置を講じます。

つまり、法律で「激甚災害」に指定されると、こうした復旧・復興・救済措置が国の主導で迅速に進められます。

近年はほか、自主的に、LPガスやスーパー・コンビニ、災害応急器材・商品のメーカーをはじめとした団体や組織、メーカー・販売会社、ボランティアなどからの支援も積極的に行われています。また、公益事業である電力、都市ガス、水道、通信などは、独自の判断に基づいて料金支払いの特別措置を講じたりします。

2004年10月発生の新潟県中越地震（激甚災害）では、緊急支援物資としてガソリン、食料品、カセットコンロ、石油ストーブなどの緊急援助物資の調達・提供も行われました。

Q テロ対策ではどのような対応を求められていますか。

A 国民保護法に基づく地方LPガス協会の「業務計画」では、平素からの備え、武力攻撃事態などへの対処、災害の復旧に関する措置が定められています。LPガス事業者へは、これに基づいて“安定供給”を主目的とした諸対策活動が要請されてくることになります。

また、国家的なイベントが行われる場合は、テロや犯罪対策の視点からその都度、経済産業省原子力安全・保安院より「ガス事業者における諸対策」について協力要請がなされます。

主要な請事項は、ガス施設に対する自主警備の強化、情報システムに対するサイバーテロの防止、LPガス容器等を含むガス施設等の安全管理・警備・盗難防止の強化、業務用車両・業務用制服等の管理の徹底などです。

地方LPガス協会の業務計画事項

●平素からの備え

活動体制の整備、関係機関との連携、連絡体制の整備、LPガス施設等に関する備え、LPガス輸送に関する備え、LPガスの安定供給、訓練の実施

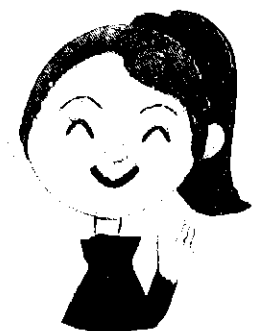
●武力攻撃事態

対策本部等への対応、活動体制の確立、安定供給体制の確立、LPガス消費者への情報提供、施設の適切な管理と安全確保、応援隊の組織化、緊急対処事態など

●復旧措置

応急復旧、災害復旧、復旧用資材の確保

災害への危機管理対策は、未然防止も大きなポイントです。



■ 新型インフルエンザへの危機管理

Q 新型インフルエンザが広まると、LPガス業界はどう被害を受けますか。

A 新型インフルエンザに対しては誰もが免疫を持っていないので、パンデミック(感染症による世界的流行)が起こります。感染被害は、1回の流行は約2カ月で、その波が1年以上繰り返すこともある、とされます。これにより、従業員の感染や、感染した家族の看病などで一時的には従業員数の4割程度が欠勤することも予想され、その交代要員や補助要員の確保も含めて対策を講じておく必要があります。

例えば東京ガス(2009年2月現在)では、①流行期間は第1波が8週間(厚生労働省想定に同じ)、②社員欠勤率は平均30%、ピーク時45%(東京都想定に5割増しく人口密度の高さを考慮)、③海外発生から国内流行までは短期間である(だから細かい段階分けをした対策計画は有効ではない)、と見えています。

新型インフルエンザとは

従来は人に感染することのなかった鳥インフルエンザが変化(突然変異)し、人から人へと容易に感染するようになったインフルエンザを「新型インフルエンザ」(人のH5N1感染)といいます。呼吸器、消化器などに加え、発熱(38℃以上)、出血傾向、多臓器不全といった全身症状を示すのが特徴で、致死率は50%以上(37~88%)に及ぶとされます。

ウイルスは常に変化しており、数十年に1度の頻度で人から人に感染するよう変異することがあります。こうした新型には誰もが免疫を持っていないので、パンデミックが起こります。

過去にはスペインかぜ(1918年)、アジアかぜ(1957年)、香港かぜ(1968年)などが発生し、例えばスペインかぜ(1918~1920年)では世界人口18億人のうち、感染・発症者5~10億人、死者4,000万~8,000万人が発生しています。うち、日本では人口5,500万人のうち感染・発症者2,300万人、死者38万~45万人にのぼりました。

なお、「かぜ」と呼ばれたのは、呼吸器にとどまるかぜに似た症状から始まるためです。新型インフルエンザは、かぜとは異なるウイルスによる全身性の疾患です。

不確かな情報を受け取らない、また発信しないため、詳しい情報は下記の専門機関のホームページなどから入手するようにしましょう。

- 内閣官房「新型インフルエンザ対策」
- 厚生労働省「新型インフルエンザ対策関連情報」
- 国立感染症研究所「感染症情報センター」
- 都道府県
- (社)エルピーガス協会(HP)

Q LPガス事業者は特別な対策措置を取る必要があるのですか。

A LPガス事業者は、経済産業省から電気、都市ガスなどといったライフライン事業者のひとつとして、事業者ごとに自社としての行動計画を作成するよう要請を受けています。社会経済機能を維持する関係事業者として、LPガスの供給を続けるため、2007年に経済産業省より(社)日本エルピーガス連合会(現・(社)エルピーガス協会=JLSA=)を通じて要請されています。パンデミックが起きたときには、経済産業省を中心とした行政、JLSAなどの要請・指示を踏まえ、この計画に基づいて行動・実践することが求められます。行動計画の内容は、JLSAから、厚生労働省・新型インフルエンザ専門家会議による「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(2007年3月26日)にそった参考例が示されており、事業者はこれに準じた行動計画を作成・実施していくことになります。

Q 過去の新型インフルエンザでは、どのような対策が求められましたか。

A 2009年春にメキシコから始まった新型インフルエンザ(豚インフルエンザ)では、JLSAは、政府が2009年4月27日に「新型インフルエンザの発生」を宣言し、総理大臣を本部長とする全閣僚参加の「新型インフルエンザ対策本部」を設置したことを受け、「(社)エルピーガス協会災害等対策中央本部設置要綱」を一部改定のうえ、4月30日に川本宜彦会長を本部長とする中央本部の活動を開始しました。

JLSAは資源エネルギー庁と原子力安全・保安院から4月27日に豚インフルエンザの発生にともなう対策について要請を受け、4月28日に地方協会に対策を周知。続いて、5月8日に地方LPガス協会と会員あてに「新型インフルエンザ対策に関する行動計画の作成」を要請しました。

こうした行動計画の策定は、国の要請に応じて電気、都市ガス事業者間でも策定・推進されました。

従業員
の欠勤率4割
流行2カ月が前提条
件となります。



Q 社員が新型インフルエンザに罹った おそれがあるときの対応は。

A その社員による管轄保健所への相談、その保健所の指示による受診が出発点となります。会社においては、感染ルートやその社員と密な接触があった社員の特定と受診、事業所内の消毒、予防対策の徹底などを進めるとともに、行動計画に基づいた事業継続体制を敷くことになります。

感染のおそれがある社員と接触があったお客様へも連絡をとり、保健所などの指示を受けつつ対策を進めます。こうした感染のおそれや、拡大防止のための取り組みは、お客様一般にも事実に基づいて説明し、不安を拡大することのないよう、同時に必要な予防策を徹底するよう周知します。

自宅待機に備えては、農林水産省から4人家族(両親と子ども男女)が2週間生活するときの、備蓄食料品のチェックリストが示されています。(※)

Q お客様宅で新型インフルエンザへの 罹患者がでたときは。

A 行動計画の原則は、LPガスの安全確保を最優先しつつ、安定供給を図っていくことにあります。新型インフルエンザに感染したお客様宅についても、安定供給に努める社会的責務があるので、LPガスの容器交換期にさしかかっていれば、十分な防護をしたうえで作業を行います。また、ガス漏れなどの緊急事態にも対処します。

ただし、室内に入る必要があり、不要不急である機器の修理や交換などは、時期を延ばすようお勧めして理解を得るようにしましょう。特定地域への立ち入りが禁止された場合には、関係当局の指示に従うようにします。

※「新型インフルエンザに備えた『家庭用食料品備蓄ガイド』」
(農林水産省)
<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/gaido.pdf>

事業継続計画(BCP)文書構成モデル(例)

以下は、JLSAが作成した文書構成モデルです。「LPガスBCPガイドライン」を策定した同協会が、その理解を助ける補助資料として示したものです。LPガス卸売事業者の自立分散的立地という特性を踏まえるとともに、あわせて大手企業においても、最前線たる各充てん所の取り組みがあつてはじめて、全社的な事業継続が可能となるとの考え方に立って描いています。

本モデルは、LPガス卸売事業者の平均的企業として以下のプロフィールをもとに作成しています。

業種分類	LPガス卸売・小売、LPガススタンド、燃焼機器販売、設備工事
販売比率	直売50%、卸50%
従業員	28人 LPガス部門従業員数24人 (保安・工事3人、配送業務9人、直売営業社員8人、卸営業社員2人、オートガス2人)
売上高	約10億円(968,000千円) ※内訳：略
資本金	5000万円
販売品目	LPガス、石油、各種燃焼機器
拠点	本社兼倉庫
充てん所	1カ所(20トン×1基、15トン×1基、シリンダー充てん、バルクローリー充てん)
消費者件数	2万件(直売数1万件+卸消費者1万件)
バルク消費者件数	200件
情報システム	小型汎用コンピュータ使用(顧客管理、経理、銀行とファーム・バンキング契約あり)
その他	LPガス、石油は商社経由で仕入れ、器具は各メーカーより仕入れ。
販売先	県内企業、個人
保有車両	10台(5台(バルクローリー車1台を含む)、営業車5台) 1台当たり60トン配送×3台(バルク1台、配送車2台) +(販売店卸1台当たり100トン×2台)

地域型モデル企業における新型インフルエンザ災害 対応計画 (抜粋)

1.基本方針

新型インフルエンザの流行により当社が重大な被害を受け通常業務の遂行に支障が発生した場合は、まず充てん所、LPガススタンドなどの要員への感染防止を最優先するとともに、ライフライン供給業者の使命として、公的部門の拠点施設へのエネルギー供給に努め、自社消費者に限らず可能な限りエネルギー応急供給に努力する。

同時に、大口ユーザーをはじめ消費先の安全確認、発生時はその二次感染の防止に努める。しかる後、新型インフルエンザ発生時には最低10日間の自宅待機が求められることから、一般家庭の生活用LPガスについても供給途絶が発生しないよう努める。

なお、いかなる局面においても、ライフライン確保の観点から「人命」を第一義として行動する。

2.BCP発動の基準

- ①国が第二段階の(国内発生早期)を宣言したときに発動する。
- ②海外に事業所がある場合は、国が第一段階(海外発生期)を宣言したときに発動する。

■ 新型インフルエンザ対策でのBCP行動計画例

Q BCPはどのようなことがらを盛り込むのですか。

A BCPを策定するうえでのポイントは、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客と予め協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤すべての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことにあります。

そこに盛り込むべきこととして、例えば、東京商工会議所が2008年1月に示した「災害に備えよう みんなで取り組むBCP(事業継続計画) マニュアル」(第1版)は、BCPの基礎となる防災対策として、次のような7項目をピックアップするよう求めています。また、ライフラインの担い手としては、このほか同業者間、地域間の連携も欠かせない要素となります。

- ①貴社が直面する災害・事故リスクとは何か
- ②緊急時の代替連絡拠点の確保と情報の発信・共有
- ③緊急時の対応体制と指揮命令系統
- ④緊急時の安否確認と社内緊急連絡網
- ⑤避難、二次災害防止、備蓄など既存の対策の改善
- ⑥重要情報のバックアップ(データ、文書・図面など)
- ⑦建物・設備の災害危険度の把握と多大な投資を要しない対策

新型インフルエンザ対策の行動計画はLPガス販売店のBCPと言えます。また、BCPやBCMをつくることは、経営者の対策イメージを「見える化」することとなります。JLSAが作成した文書構成モデルを参考に自社で作成してみましょう。＜5～7ページ下段に掲載＞

3. BCP発動の体制の構築

経営トップが感染した場合の以下の順位表を作成しておく。

代行順位	代行者	例
第1位		副社長
第2位		担当役員
第3位		営業部長
第4位		管理部長
第5位		保安部長

4. 影響度の評価

- ①ライフライン供給業者の使命として、行政の新型インフルエンザ対策本部、病院等の公共施設など、公的部門へのエネルギー供給は可能な限り供給途絶が起こらない対応策を構築する。
- ②10日間の自宅待機(外出禁止)を求められることとなり、生活に不可欠なLPガス、石油供給の供給途絶が発生しない対策を構築する。ただし、社員の感染状況や地域の感染状況、取引先の業務稼働状況によって困難な場合も想定しておく。

5. 被害想定

- ①感染エリアが拡大し、外出禁止や公共交通機関の運行停止などが想定され、LPガスの仕入れがストップする可能性がある。
- ②ほとんどの社員の家族は感染していないが、一部社員の家族に感染者が発生した場合は、その社員は自宅待

機(10日間程度)とする。

③ 当社LPガスの供給先

- 供給センター……新型インフルエンザに対応する医療機関(発熱診療機関、感染症指定診療機関等)は、防災拠点病院と異なる可能性があり、病院等防災拠点施設は個別に即刻対応とする。
- LPガススタンド……タクシー、公用車(ごみ収集車等)に対しては即刻対応する。

6. 重要な要素

- ①新型インフルエンザ感染エリアが拡大し、タンクローリー配送要員不足のため、陸送のLPガス、石油の仕入れが休止する(保有在庫はLPガス2日分)。ただし、消費先の中には、感染地域となっているため通常の出荷量は不要となる場合もあり、出荷量は減少する。
- ②従業員の出勤率は、感染拡大により徐々に低下することが想定される。(40%の欠勤率を想定した体制を構築)
- ③当社の顧客は2万軒(卸を含む)であり、供給エリアの大部分が感染地域となった場合、供給が不可能である。また従業員自宅待機・外出禁止措置等により配送が円滑にできないことを考慮し、各家庭での10日間の供給確保をはかる。
- ④感染エリアに存在する事業者の消費者に対しては、県LPガス協会を中心に、同業者間で配送要員のやりくりを行う対策を準備し、供給途絶をカバーする。

Q 新型インフルエンザ対策での行動計画では、どのようなことを徹底するように求められているのですか。

A 経済産業省はLPガス事業者には、特に別記のような4点を求めています。行動計画はこれらの狙いをもとに、LPガス事業における安全確保を最優先しつつ、LPガスの安定供給を図る目的でつくります。計画は的確、迅速に行動に移されねばなりません、新型インフルエンザの大流行は必ずしも予測通りに展開するものではないし、発生する事態も様々。内閣官房や厚生労働省、経済産業省、それらの要請などを受けて行動するJLSAなどから、的確な情報を得て、随時見直しや修正を加えていくことが大切です。なお、対策の策定・発動にあたって最も大切なのは「経営トップの理解」です。社員の3、4割もの欠勤がありうる非常事態を想定したうえでの計画であるうえ、資材の購入などで費用もかかるし、場合によっては組織変更などもともなうので、当然であるとい

えます。

また、計画の策定作業は事業継続の仕組みづくりにもつながるので、トップ参画による計画づくりを原則にすべきです。

- 国民の生活を支えるため、新型インフルエンザがまん延したとしても事業活動を継続し、社会機能を維持すること。
- 行動計画とガイドラインを踏まえ、厚生労働省、外務省などから示される新型インフルエンザに関連する情報等を注視する。
- サプライチェーン全体を念頭においた供給体制、備蓄状況、流通方策等について確認し、職場での感染防止対策や重要業務の継続、また不要不急の業務の縮小などに備えた事業継続計画の策定等の対策を講じる。
- 各事業者の、夜間・土日・祝日を含めた連絡体制を構築する。

7.組織体制と指揮命令系統

- ①国内で新型インフルエンザが発生した場合(国内発生早期)には、別途定める「新型インフルエンザ対策本部」を設置する。
- ②本部長(社長)または部門長(部長、課長)がその任にあたれないときには、参集した職位上席者から代行し、すべての権限を一時引き継ぐ。

8.対策本部の設置

- ①外出禁止措置等により本社に出勤できない可能性を考慮し、対策本部を営業所または充てん所に設置するなどし、本社業務を対策本部と並行して行う。事務職員の在宅勤務等の体制も考慮し、社内緊急連絡網を整備しておく。
- ②代替施設には当面の業務に必要な帳票、パソコン等の備品を備え置く。

9.LPガス・サービス供給

- ① 配送センターは、社員が自宅待機・外出禁止措置により通常勤務ができないときを想定して、配送センターの機能を維持するための代替要員を確保し、消費者が最低10日間以上の生活できる供給体制を構築する。
- ②1次基地・2次基地からの仕入ルートに加え、代替ルートでの仕入を確保する。このため、元売企業(配送企業)への当社充てん所へのルートにおける緊急通行車両規制、通行不能道路等の情報を連絡する。

- ③県内業界団体内での緊急時の連携を強化する。特に県下最大のLPガス貯蔵庫・充てん所を持つ他社との緊急時提携を推進する。
- ④危険物管理面より、供給の継続を目的としたLPガス、ガソリン・石油などの軒先在庫の積み増しは行わない。
※自社配送の事業者は、内部で感染者が発生しても供給途絶の事態が発生しないよう代替要員を確保するなどの対策をしておく。

10. 財務手当て

- ①利益保険・費用保険等を火災保険会社等と折衝しておき、新型インフルエンザの発生による売り上げ減少等の対策をとる。
- ②銀行と非常時用のコミットメント契約を締結する。
- ③長期的な運転資金の把握をしておく。(2カ月以上)

11.その他の事項

- ①対外的な情報発信および ⑦地域との協調・地域貢献情報の共有
- ②主たる仕入先、大口ユーザとの相互連絡体制 ⑧共助、相互扶助
- ③データのバックアップ ⑨備蓄、救命機材、家庭における対策
- ④生命の安全確保 ⑩教育・訓練
- ⑤安否の確認 ⑪点検および是正措置
- ⑥感染拡大の防止 ⑫経営層による見直し

危機管理に関する日常の取り組み

Q LPガス販売店は日ごろ、危機管理についてどのような備えをしておくべきですか。

A 情報管理や整理整頓、また経営面では危機を乗り越えるBCP/BCMも重要な危機管理となります。

まず、情報管理ですが、保安関連情報の紛失や喪失（火災や盗難など）を防ぐ措置、万一の紛失・盗難時の対応策を決めておくことが危機管理となります。データのバックアップを定期的に行うこと、バックアップデータや書面の管理などについて、保管場所も含めて留意しておく必要があります。

ガス事故の防止では、平時と災害時、両面の危機管理が求められています。災害時の危機管理は、平時の危機管理がされてこそ効果的に運用されますので、平時対策の徹底が災害時対策にも通じることを認識したうえで、作成・運用するようにしたいものです。

ほか、事業者として営業上（クレーム対策など）、労務管理上（就業規則など）の危機管理対策も講じておく必要があります。本相談事例集のバックナンバーなどを参考に、管理マニュアルや仕組みを整備しておきましょう。

LPガス販売事業者が管理すべき「危機」と対策

安全管理・事故防止での危機管理

保安面での危機管理（相談事例集 03、21）

防災・地震対策（相談事例集 03、08）

CO中毒事故防止（相談事例集 14）

営業活動・顧客接点での危機管理

営業上の危機管理（相談事例集 03）

クレーム対策（相談事例集 03、04）

対顧客・業者間トラブル（相談事例集 02、03、04）

労務管理上の危機管理（相談事例集 03）

事業継続（BCP）視点での危機管理

大災害・パンデミック対策（相談事例集 03）

事業承継対策（相談事例集 19）

Q ガス事故防止などの平時の危機管理には、どのような姿勢が求められますか。

A 「自主保安」が大前提となります。
LPガス販売事業者を律する液石法は、1996年（平成8年）3月に改正され、翌年4月から全面施行されました。この改正では、実施者主義（実際にその保安業務を行っている者への規制）に向けた制度・条項の大幅改正もさることながら、保安規制の基本スタンスそのものが、事前規制から事後規制、言い換えれば強制保安から自主保安へと大きく見直されました。液石法でいう「自主保安」とは、必要最小限とされた法規制を超える、保安高度化に向けた取り組みを指します。

Q 具体的には、どのような方針と目標を掲げ、どう取り組めばいいでしょうか。

A 具体的な方針と目標は、原子力安全・保安院（液化石油ガス保安課）が毎年3、4月に示している「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」と、それにセットされている「原子力安全・保安院長表彰制度評価表」に集約されています。計画的な、また全社的な取り組みが原則となります。

原子力安全・保安院長表彰制度における（自主保安の）評価表

- 1 保安方針
 - ①保安体制・責任と権限の明確化
 - ②安全機器等の設置の取り組み
 - ③予防保全（期限管理）
- 2 保安管理体制
 - ①資格者の確保
 - ②設備工事
 - ③CO事故防止対策
 - ④埋設管の管理
- 3 保安業務
 - ①自主的な保安高度化の取り組み
 - ②消費者保安啓発運動

◎本冊子は、LPガス販売店からコスモ石油ガスに寄せられた疑問や質問をもとにして設問を整理し、行政機関やLPガス業界の各種危機管理関連マニュアルなどにより作成しました。事例によっては対応が異なる場合もありますので、詳しくは所管行政庁のアドバイスを受けてください。

コスモ石油ガス株式会社

〒108-0023 東京都港区芝浦4丁目9番25号

（芝浦スクエアビル）

TEL. 03(3798)8831 FAX. 03(3798)3421